

平成 29 年第 2 回松川町議会定例会議事日程

平成 29 年 6 月 6 日 午後 1 時 00 分開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 専決処分事項の承認

承認第 1 号 松川町税条例の一部を改正する条例の制定について(専決第 4 号)

承認第 2 号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(専決第 5 号)

承認第 3 号 平成 28 年度松川町一般会計補正予算(第 9 回)について(専決第 6 号)

承認第 4 号 平成 28 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 回)について(専決第 7 号)

承認第 5 号 平成 28 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)について(専決第 8 号)

承認第 6 号 平成 28 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 4 回)について(専決第 9 号)

日程第 5 町長の報告

報告第 1 号 平成 28 年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 2 号 平成 28 年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 3 号 松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第 4 号 株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類の提出について

日程第 6 議案第 1 号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 7 議案第 2 号 松川町公共下水道松川浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第 8 議案第 3 号 松川中学校給食棟他改築工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 4 号 平成 29 年度松川町一般会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 10 議案第 5 号 平成 29 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 11 議案第 6 号 平成 29 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 29 年度松川町水道事業会計補正予算(第 1 回)について

日程第 13 議長の報告

- 請願 1 「共謀罪法案」の撤回を求める請願
- 請願 2 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
- 請願 3 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願
- 陳情 1 太陽光発電所への対策を講じ、果物の町に相応しい緑豊かなまちづくりを求める陳情

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

松川町税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第4号）

平成29年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成29年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 森 谷 岩 夫

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

松川町長 深 津 徹

松川町税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町税条例（昭和32年松川町条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

松川町税条例の一部を改正する条例

松川町税条例（昭和 32 年松川町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 33 条第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 34 条の 9 第 1 項中「第 33 条第 4 項の申告書」を「第 33 条第 4 項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第 6 項の申告書」を「同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第 2 章第 1 節第 6 款」を「同節第 6 款」に改める。

第 48 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 2 項中「においては」を「に

は」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按

分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13

項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を同条第 15 項とし、同条 12 項の次に次の 2 項を加える。

13 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

14 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 10 条の 3 第 2 項中「附則第 7 条第 2 項」を「附則第 7 条第 3 項」に改め、同条第 4 項中「第 7 条第 1 項の」の次に「規定の」を加え、「証する書類」の次に「及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 1 号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類」を加え、同条第 5 項第 2 号中「附則第 12 条第 22 項の規定により読み替えて適用される」を「附則第 12 条第 24 項において準用する」に改め、同条第 6 項中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 26 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 12 条第 28 項」を「附則第 12 条第 30 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 36 項」を「附則第 12 条第 38 項」に改め、同条第 9 項中「に施行規則附則第 7 条第 11 項」を「に施行規則附則第 7 条第 14 項」に、「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 26 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 11 項」を「附則第 7 条第 14 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 8 項の次に次の 2 項を加える。

9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 16 条第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動

車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第 16 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第 16 条の 3 第 2 項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 第 33 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合

- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第19条の9第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第19条の10第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第 19 条の 10 第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）」を「同条第 4 項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 6 条の規定 公布の日
- (2) 附則第 5 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日
- (3) 附則第 10 条の 2 第 13 項を同条第 12 項とし、同項の次に 2 項を加える改正規定（同条第 14 項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松川町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 48 条第 3 項及び第 5 項並びに第 50 条第 2 項及び第 4 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に新条例第 48 条第 3 項又は第 50 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 61 条第 8 項及び附則第 10 条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号。第 4 項及び次条第 2 項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この項において「新法」という。）第 349 条の 3 の 4 に係る部分に限る。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日

以後に発生した新法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等（第 4 項において「震災等」という。）に係る新法第 349 条の 3 の 4 に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第 61 条の 2 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 63 条の 3 第 2 項及び第 74 条の 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 36 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 町長は、納付すべき軽自動車税（平成 28 年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを松川町税条例第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第 13 条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第 18 条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に

係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（町条例第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（松川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 松川町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年松川町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「町税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 82 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円
第 82 条第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
第 82 条第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
附則第 16 条第 1 項	第 82 条	松川町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年松川町条例第 13 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ) a
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
附則第 16 条第 1 項の表第	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用

2号ア(ウ) bの項		される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第6条 松川町税条例等の一部を改正する条例（平成29年松川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中松川町税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第3条を次のように改める。

（松川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 松川町税条例等の一部を改正する条例（平成26年松川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条「、第3条」を削る。

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(専決第5号)

平成29年 6月 6日 報 告

松川町長 深津 徹

平成29年 6月 6日 承 認

松川町議会議長 森谷岩夫

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

松川町長 深 津 徹

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町国民健康保険税条例（昭和44年松川町条例第4号）の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定するものとする。

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松川町国民健康保険税条例（昭和 44 年松川町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 号中「26 万 5,000 円」を「27 万円」に改め、同条第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の松川町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成28年度松川町一般会計補正予算（第9回）について

（専決第6号）

平成29年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成29年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 森 谷 岩 夫

専決第6号

平成28年度松川町一般会計補正予算（第9回）

平成28年度松川町一般会計補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,867千円を追加し、歳入歳出それぞれ6,890,743千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により
平成29年 3月 31日 専 決
松 川 町 長 深 津 徹

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		65,582	9,786	75,368
	1 地方揮発油譲与税	18,532	3,486	22,018
	2 自動車重量譲与税	47,050	6,300	53,350
3 利子割交付金		1,254	156	1,410
	1 利子割交付金	1,254	156	1,410
4 配当割交付金		8,359	△4,020	4,339
	1 配当割交付金	8,359	△4,020	4,339
5 株式等譲渡所得割交付金		5,496	△2,971	2,525
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,496	△2,971	2,525
7 自動車取得税交付金		7,586	5,922	13,508
	1 自動車取得税交付金	7,586	5,922	13,508
9 地方交付税		2,329,476	120,284	2,449,760
	1 地方交付税	2,329,476	120,284	2,449,760
10 交通安全対策特別交付金		1,599	△124	1,475
	1 交通安全対策特別交付金	1,599	△124	1,475
13 国庫支出金		780,323	△6,967	773,356
	1 国庫負担金	336,607	△24	336,583
	2 国庫補助金	440,542	△6,939	433,603
	3 委託金	3,174	△4	3,170

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 4 県支出金		308,860	△1,697	307,163
	1 県負担金	174,784	△148	174,636
	2 県補助金	101,275	△1,549	99,726
1 5 財産収入		6,386	3,085	9,471
	2 財産売払収入	1,101	3,085	4,186
1 6 寄附金		40,682	8,284	48,966
	1 寄附金	40,682	8,284	48,966
1 7 繰入金		196,576	△240	196,336
	2 基金繰入金	188,112	△240	187,872
1 9 諸収入		133,344	△2,631	130,713
	2 町預金利子	2,000	△1,906	94
	3 貸付金元利収入	72,201	△149	72,052
	5 雑入	56,013	△576	55,437
歳 入 合 計		6,761,876	128,867	6,890,743

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		835,727	5,761	841,488
	1 総務管理費	689,113	7,666	696,779
	3 戸籍住民基本台帳費	55,138	△1,905	53,233
3 民生費		1,715,366	△2,919	1,712,447
	1 社会福祉費	1,086,024	△2,919	1,083,105
4 衛生費		518,904	△3,840	515,064
	1 保健衛生費	295,095	△3,840	291,255
7 商工費		222,409	782	223,191
	1 商工費	222,409	782	223,191
13 予備費		177,363	129,083	306,446
	1 予備費	177,363	129,083	306,446
歳 出 合 計		6,761,876	128,867	6,890,743

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	65,582	9,786	75,368
3 利子割交付金	1,254	156	1,410
4 配当割交付金	8,359	△4,020	4,339
5 株式等譲渡所得割交付金	5,496	△2,971	2,525
7 自動車取得税交付金	7,586	5,922	13,508
9 地方交付税	2,329,476	120,284	2,449,760
10 交通安全対策特別交付金	1,599	△124	1,475
13 国庫支出金	780,323	△6,967	773,356
14 県支出金	308,860	△1,697	307,163
15 財産収入	6,386	3,085	9,471
16 寄附金	40,682	8,284	48,966
17 繰入金	196,576	△240	196,336
19 諸収入	133,344	△2,631	130,713
歳入合計	6,761,876	128,867	6,890,743

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	835,727	5,761	841,488	△2,479	0	7,857	383
3 民生費	1,715,366	△2,919	1,712,447	△903	0	△1	△2,015
4 衛生費	518,904	△3,840	515,064	△368	0	0	△3,472
5 労働費	2,116	0	2,116	△860	0	0	860
6 農林水産業費	597,545	0	597,545	△3,806	0	2,864	942
7 商工費	222,409	782	223,191	0	0	0	782
10 教育費	836,589	0	836,589	△204	0	△316	520
11 災害復旧費	10,101	0	10,101	△44	0	0	44
13 予備費	177,363	129,083	306,446	0	0	0	129,083
歳出合計	6,761,876	128,867	6,890,743	△8,664	0	10,404	127,127

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
2 地方譲与税		65,582	9,786	75,368			
1 地方揮発油譲与税		18,532	3,486	22,018			
	1 地方揮発油譲与税	18,532	3,486	22,018	1 地方揮発油譲与税	3,486	地方揮発油譲与税増 3,486
2 自動車重量譲与税		47,050	6,300	53,350			
	1 自動車重量譲与税	47,050	6,300	53,350	1 自動車重量譲与税	6,300	自動車重量譲与税増 6,300
3 利子割交付金		1,254	156	1,410			
1 利子割交付金		1,254	156	1,410			
	1 利子割交付金	1,254	156	1,410	1 利子割交付金	156	利子割交付金増 156
4 配当割交付金		8,359	△4,020	4,339			
1 配当割交付金		8,359	△4,020	4,339			
	1 配当割交付金	8,359	△4,020	4,339	1 配当割交付金	△4,020	配当割交付金減 △4,020

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
5	株式等譲渡所得割交付金	5,496	△2,971	2,525			
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,496	△2,971	2,525			
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,496	△2,971	2,525	1 株式等譲渡所得割交付金	△2,971	株式等譲渡所得割交付金減 △2,971
7	自動車取得税交付金	7,586	5,922	13,508			
	1 自動車取得税交付金	7,586	5,922	13,508			
	1 自動車取得税交付金	7,586	5,922	13,508	1 自動車取得税交付金	5,922	自動車取得税交付金増 5,922
9	地方交付税	2,329,476	120,284	2,449,760			
	1 地方交付税	2,329,476	120,284	2,449,760			
	1 地方交付税	2,329,476	120,284	2,449,760	1 地方交付税	120,284	普通交付税増 特別交付税増 19,446 100,838
10	交通安全対策特別交付金	1,599	△124	1,475			

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		1 交通安全対策特別交付金	1,599	△124	1,475			
		1 交通安全対策特別交付金	1,599	△124	1,475	1 交通安全対策特別交付金	△124	交通安全対策特別交付金減 △124
		13 国庫支出金	780,323	△6,967	773,356			
		1 国庫負担金	336,607	△24	336,583			
		1 民生費国庫負担金	331,595	282	331,877	1 児童手当国庫負担金	408	児童手当負担金増 408
						3 障がい者福祉費国庫負担金	△448	障害者医療費負担金増 813 障害者自立支援給付費等負担金減 △1,330 障害児施設措置給付費等負担金増 69
						5 子どものための教育・保育給付費国庫負担金	322	子どものための教育・保育給付費国庫負担金増 322
		2 衛生費国庫負担金	893	△262	631	1 未熟児養育医療費国庫負担金	△262	未熟児養育医療費負担金減 △262

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		4 災害復旧費国庫負担金	4,119	△44	4,075	1 現年災害復旧費国庫負担金	△44	現年農林水産業施設災害復旧費国庫負担金減 △44
		2 国庫補助金	440,542	△6,939	433,603			
		1 民生費国庫補助金	58,684	225	58,909	1 障がい者福祉費国庫補助金	235	地域生活支援事業補助金増 235
						9 子ども・子育て支援交付金	△10	子ども・子育て支援交付金減 △10
		3 教育費国庫補助金	2,607	△9	2,598	2 へき地児童生徒援助費補助金	△9	へき地児童生徒援助費補助金減 △9
		6 総務費国庫補助金	85,878	△7,155	78,723	5 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	△1,931	社会保障・税番号制度システム整備費補助金減 △1,931
						9 個人番号カード交付事業費補助金	△260	個人番号カード交付事業費補助金減 △260
						12 地方創生加速化交付金	△3,214	地方創生加速化交付金減 △3,214

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
					13 地方創生拠点整備交付金	△1,750	地方創生拠点整備交付金減 △1,750
	3 委託金	3,174	△4	3,170			
	1 総務費委託金	159	△4	155	1 外国人在留管理事務委託金	△4	外国人在留管理事務委託金減 △4
	14 県支出金	308,860	△1,697	307,163			
	1 県負担金	174,784	△148	174,636			
	1 民生費負担金	174,424	△42	174,382	1 児童手当県費負担金	△196	児童手当負担金減 △196
					3 障がい者福祉費県費負担金	154	障害者自立支援給付費等負担金増 障害児施設措置給付費等負担金減 342 △188
	2 衛生費負担金	360	△106	254	1 未熟児養育医療費県費負担金	△106	未熟児養育医療費負担金減 △106
	2 県補助金	101,275	△1,549	99,726			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項 目				区 分	金 額	
	2 民生費補助金	39,209	△1,368	37,841	3 福祉医療費 県費補助金	△465	福祉医療費県費補助金減 △465
					4 障がい者福 祉費県費補 助金	118	地域生活支援事業補助金増 118
					6 児童クラブ 事業補助金	△10	児童クラブ事業補助金減 △10
					9 地域福祉総 合助成金	△1,011	地域福祉総合助成金減 △1,011
	4 農業費補助金	26,570	444	27,014	1 農業委員会 費補助金	444	農業委員会費補助金増 444
	5 林業費補助金	9,036	△430	8,606	1 林業振興補 助金	△430	林業振興補助金減 △430
	7 教育費補助金	13,136	△195	12,941	6 放課後子ど も教室一体 型の推進に 関わる設備 整備事業費 補助金	△195	放課後子ども教室一体型の推進に関わる設備整備事業費補助金減 △195
15	財産収入	6,386	3,085	9,471			
	2 財産売却収入	1,101	3,085	4,186			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	1 不動産売払収入	1,101	3,085	4,186	1 立木売払収入	2,864	間伐収入増 2,864
					2 土地売払収入	221	町有地売払収入 221
16	寄附金	40,682	8,284	48,966			
	1 寄附金	40,682	8,284	48,966			
	2 民生費寄附金	381	99	480	1 社会福祉費寄附金	99	社会福祉費寄附金増 99
	3 教育費寄附金	0	500	500	1 教育費寄附金	500	教育振興寄附金 社会教育費寄付金 450 50
	6 ふるさと応援寄附金	39,320	7,685	47,005	1 ふるさと応援寄附金	7,685	ふるさと応援寄附金増 7,685
17	繰入金	196,576	△240	196,336			
	2 基金繰入金	188,112	△240	187,872			
	2 奨学基金繰入金	9,480	△240	9,240	1 奨学基金繰入金	△240	奨学基金繰入金減 △240
19	諸収入	133,344	△2,631	130,713			

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		2 町預金利子	2,000	△1,906	94			
		1 預金利子	2,000	△1,906	94	1 預金利子	△1,906	預金利子減 △1,906
		3 貸付金元利収入	72,201	△149	72,052			
		1 貸付金元利収入	72,201	△149	72,052	3 奨学資金貸 付償還金	△149	奨学資金貸付償還金減 過年度分減 △120 △29
		5 雑入	56,013	△576	55,437			
		1 雑入	56,013	△576	55,437	5 雑入	△576	スポーツ振興くじ助成金減 △576
		計	6,761,876	128,867	6,890,743			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
						特定財源			一般財源	区分		金額	
						国県支出金	地方債	その他					
2	総務費		835,727	5,761	841,488	△2,479		7,857	383				
	1	総務管理費	689,113	7,666	696,779	△284		7,857	93				
		3	財政管理費	150,700	7,636	158,336		7,857	△221	25	積立金	7,636	奨学基金積立金減 △149 地域福祉寄付金積立金増 100 ふるさと応援基金積立金増 7,685
		6	企画費	133,907	0	133,907	△284		284			財源補正	
		7	支所及び出張所費	9,149	30	9,179			30	12	役務費	30	上片桐支所電話回線使用料増 30
	3	戸籍住民基本台帳費	55,138	△1,905	53,233	△2,195			290				
		1	戸籍住民基本台帳費	55,138	△1,905	53,233	△2,195		290	14	使用料及び賃借料	△1,905	基幹系システムリース料減 △1,905
3	民生費		1,715,366	△2,919	1,712,447	△903		△1	△2,015				
	1	社会福祉費	1,086,024	△2,919	1,083,105	△1,417		△1	△1,501				
		1	社会福祉総務費	254,873	0	254,873		△1	1			財源補正	
		3	高齢者福祉費	373,542	2,299	375,841			2,299	19	負担金補助及び交付金	2,299	広域連合療養給付費負担金増 2,299

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		5障がい者福祉費	370,702	△4,152	366,550	△952			△3,200	20扶助費	△4,152	自立支援給付費減 △2,558 自立支援医療費減 △263 障害児施設給付費減 △752 地域生活支援事業費減 △162 地域福祉総合助成金事業費減 △417
		6福祉医療費	80,131	△1,066	79,065	△465			△601	19負担金補助 及び交付金	△1,066	福祉医療費給付金減 △1,066
		2児童福祉費	629,342	0	629,342	514			△514			
		2児童措置費	221,667	0	221,667	212			△212			財源補正
		3保育所費	350,630	0	350,630	322			△322			財源補正
		5児童館費	22,343	0	22,343	△20			20			財源補正
		4衛生費	518,904	△3,840	515,064	△368			△3,472			
		1保健衛生費	295,095	△3,840	291,255	△368			△3,472			
		1保健衛生総務費	204,163	△3,840	200,323	△368			△3,472	20扶助費	△421	未熟児医療費給付金減 △421
										28繰出金	△3,419	国保出産育児一時金繰出金減 △2,520 国保事務費繰出金 △899
		5労働費	2,116	0	2,116	△860			860			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
					国県支出金	地 方 債	そ の 他					
	1 労働諸費	2,116	0	2,116	△860			860				
	1 労働諸費	2,116	0	2,116	△860			860		財源補正		
6	農林水産業費	597,545	0	597,545	△3,806		2,864	942				
	1 農業費	558,717	0	558,717	△3,806			3,806				
	1 農業委員会費	7,021	0	7,021	444			△444		財源補正		
	3 農業振興費	21,042	0	21,042	△430			430		財源補正		
	7 農村観光交流センター費	155,042	0	155,042	△3,820			3,820		財源補正		
	2 林業費	38,828	0	38,828			2,864	△2,864				
	2 林業振興費	27,749	0	27,749			2,864	△2,864		財源補正		
7	商工費	222,409	782	223,191				782				
	1 商工費	222,409	782	223,191				782				
	2 商工業振興費	121,184	782	121,966				782	19負担金補助及び交付金	782	制度資金保証料補給金増 工場等設置事業補助金遡及措置分増	693 89

(単位：千円)

款	項	科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国県支出金	地方債	その他				
10	教育費		836,589	0	836,589	△204		△316	520			
	1	教育総務費	51,606	0	51,606			△240	240			
		2教育委員会事務局費	49,119	0	49,119			△240	240		財源補正	
	2	小学校費	143,350	0	143,350	△204		300	△96			
		1小学校管理費	131,193	0	131,193	△195		300	△105		財源補正	
		2小学校教育振興費	12,157	0	12,157	△9			9		財源補正	
	3	中学校費	98,530	0	98,530			150	△150			
		1中学校管理費	85,262	0	85,262			150	△150		財源補正	
	4	社会教育費	499,575	0	499,575			50	△50			
		2公民館費	420,000	0	420,000			50	△50		財源補正	
	5	保健体育費	43,528	0	43,528			△576	576			
		1保健体育総務費	8,228	0	8,228			△576	576		財源補正	

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	11	10,101	0	10,101	△44			44			
		2	3,491	0	3,491	△44		44			
			2,431	0	2,431	△44		44			財源補正
	13	177,363	129,083	306,446				129,083			
		1	177,363	129,083	306,446			129,083			
			177,363	129,083	306,446			129,083			
	計	6,761,876	128,867	6,890,743	△8,664		10,404	127,127			

承認第4号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成28年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）について
（専決第7号）

平成29年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成29年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 森 谷 岩 夫

専決第7号

平成28年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）

平成28年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,434千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,690,264千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により
平成29年 3月31日 専決
松川町長 深津 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		321,625	△1,070	320,555
	1 国民健康保険税	321,625	△1,070	320,555
3 国庫支出金		322,870	△2,472	320,398
	1 国庫負担金	250,097	△2,472	247,625
6 県支出金		77,699	△4,621	73,078
	2 県補助金	67,420	△4,621	62,799
7 共同事業交付金		337,083	△2,852	334,231
	1 共同事業交付金	337,083	△2,852	334,231
9 繰入金		117,557	△3,419	114,138
	1 他会計繰入金	117,557	△3,419	114,138
歳入合計		1,704,698	△14,434	1,690,264

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		972,610	△54,780	917,830
	1 療養諸費	850,643	△48,000	802,643
	2 高額療養費	111,367	△3,000	108,367
	4 出産育児諸費	6,300	△3,780	2,520
1 2 予備費		32,000	40,346	72,346
	1 予備費	32,000	40,346	72,346
歳出合計		1,704,698	△14,434	1,690,264

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	321,625	△1,070	320,555
3 国庫支出金	322,870	△2,472	320,398
6 県支出金	77,699	△4,621	73,078
7 共同事業交付金	337,083	△2,852	334,231
9 繰入金	117,557	△3,419	114,138
歳入合計	1,704,698	△14,434	1,690,264

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	8,277	0	8,277	0	0	△899	899
2 保険給付費	972,610	△54,780	917,830	△4,621	0	△2,520	△47,639
3 後期高齢者支援金等	200,274	0	200,274	△2,472	0	0	2,472
7 共同事業拠出金	347,926	0	347,926	0	0	△2,852	2,852
12 予備費	32,000	40,346	72,346	0	0	0	40,346
歳出合計	1,704,698	△14,434	1,690,264	△7,093	0	△6,271	△1,070

2. 歳入

(単位：千円)

款項	科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	国民健康保険税	321,625	△1,070	320,555			
	1 国民健康保険税	321,625	△1,070	320,555			
	1 一般被保険者国民健康保険税	308,570	△1,070	307,500	3 介護納付金分現年課税分	△1,070	介護納付金分現年課税分減 △1,070
3	国庫支出金	322,870	△2,472	320,398			
	1 国庫負担金	250,097	△2,472	247,625			
	2 療養給付費等負担金	239,717	△2,472	237,245	1 現年度分	△2,472	療養給付費負担金減 △2,472
6	県支出金	77,699	△4,621	73,078			
	2 県補助金	67,420	△4,621	62,799			
	1 財政調整交付金	67,420	△4,621	62,799	1 財政調整交付金	△4,621	財政調整交付金減 △4,621
7	共同事業交付金	337,083	△2,852	334,231			
	1 共同事業交付金	337,083	△2,852	334,231			

(単位：千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
		2 保険財政共同安定化事業交付金	307,252	△2,852	304,400	1 保険財政共同安定化事業交付金	△2,852	保険財政共同安定化事業交付金減 △2,852
9 繰入金			117,557	△3,419	114,138			
1 他会計繰入金			117,557	△3,419	114,138			
1 一般会計繰入金			117,557	△3,419	114,138	3 出産育児一時金等繰入金	△2,520	出産育児一時金繰入金減 △2,520
						5 その他一般会計繰入金	△899	その他一般会計繰入金減 △899
計			1,704,698	△14,434	1,690,264			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明
款	項 目				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債				そ の 他
1	総務費	8,277	0	8,277			△899	899		
	1 総務管理費	4,990	0	4,990			△500	500		
	1-1 一般管理費	4,281	0	4,281			△500	500		財源補正
	2 徴税费	3,191	0	3,191			△399	399		
	1 賦課徴収費	3,191	0	3,191			△399	399		財源補正
2	保険給付費	972,610	△54,780	917,830	△4,621		△2,520	△47,639		
	1 療養諸費	850,643	△48,000	802,643	△4,500			△43,500		
	1-1 一般被保険者療養給付費	770,000	△23,000	747,000	△4,500			△18,500	19負担金補助及び交付金 △23,000	一般被保険者療養給付費減 △23,000
	2 退職被保険者等療養給付費	63,000	△25,000	38,000				△25,000	19負担金補助及び交付金 △25,000	退職被保険者療養給付費減 △25,000
	2 高額療養費	111,367	△3,000	108,367	△121			△2,879		
	1-1 一般被保険者高額療養費	100,867	0	100,867	△121			121		財源補正

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		2退職被保険者等高額療養費	10,000	△3,000	7,000				△3,000	19負担金補助及び交付金	△3,000	退職被保険者高額療養費減 △3,000
		4出産育児諸費	6,300	△3,780	2,520			△2,520	△1,260			
		1出産育児一時金	6,300	△3,780	2,520			△2,520	△1,260	19負担金補助及び交付金	△3,780	出産育児一時金減 △3,780
		3後期高齢者支援金等	200,274	0	200,274	△2,472			2,472			
		1後期高齢者支援金等	200,274	0	200,274	△2,472			2,472			
		1後期高齢者支援金	200,258	0	200,258	△2,472			2,472			財源補正
		7共同事業拠出金	347,926	0	347,926			△2,852	2,852			
		1共同事業拠出金	347,926	0	347,926			△2,852	2,852			
		3保険財政共同安定化事業拠出金	314,405	0	314,405			△2,852	2,852			財源補正
		12予備費	32,000	40,346	72,346				40,346			
		1予備費	32,000	40,346	72,346				40,346			
		1予備費	32,000	40,346	72,346				40,346			

承認第5号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成28年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について
(専決第8号)

平成29年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成29年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 森 谷 岩 夫

専決第8号

平成28年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）

平成28年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,958千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,263,359千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により

平成29年 3月31日 専決

松川町長 深津 徹

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		258,644	△1,834	256,810
	1 介護保険料	258,644	△1,834	256,810
2 使用料及び手数料		30	8	38
	1 手数料	30	8	38
3 国庫支出金		320,391	2,477	322,868
	2 国庫補助金	97,601	2,477	100,078
4 支払基金交付金		327,176	△3,218	323,958
	1 支払基金交付金	327,176	△3,218	323,958
8 諸収入		13,759	△3,391	10,368
	4 雑入	13,759	△3,391	10,368
歳入合計		1,269,317	△5,958	1,263,359

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		1,130,104	△8,990	1,121,114
	1 介護サービス等諸費	1,052,745	△10,190	1,042,555
	5 高額医療合算介護サービス費	1,560	1,200	2,760
4 諸支出金		363	6,973	7,336
	1 償還金及び還付加算金	105	6,973	7,078
6 予備費		4,000	△3,941	59
	1 予備費	4,000	△3,941	59
歳出合計		1,269,317	△5,958	1,263,359

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	258,644	△1,834	256,810
2 使用料及び手数料	30	8	38
3 国庫支出金	320,391	2,477	322,868
4 支払基金交付金	327,176	△3,218	323,958
8 諸収入	13,759	△3,391	10,368
歳 入 合 計	1,269,317	△5,958	1,263,359

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	1,130,104	△8,990	1,121,114	0	0	△2,426	△6,564
4 諸支出金	363	6,973	7,336	0	0	△24	6,997
5 地域支援事業費	118,226	0	118,226	2,477	0	△4,151	1,674
6 予備費	4,000	△3,941	59	0	0	0	△3,941
歳 出 合 計	1,269,317	△5,958	1,263,359	2,477	0	△6,601	△1,834

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項 目				区 分	金 額	
1	保険料	258,644	△1,834	256,810			
	1 介護保険料	258,644	△1,834	256,810			
	1 第1号被保険者保険料	258,644	△1,834	256,810	1 現年度分特別徴収保険料	△1,754	特別徴収保険料減 △1,754
					2 現年度分普通徴収保険料	△67	普通徴収保険料減 △67
					3 滞納繰越分普通徴収保険料	△13	滞納繰越分普通徴収保険料減 △13
2	使用料及び手数料	30	8	38			
	1 手数料	30	8	38			
	1 督促手数料	30	8	38	1 督促手数料	8	督促手数料増 8
3	国庫支出金	320,391	2,477	322,868			
	2 国庫補助金	97,601	2,477	100,078			

(単位：千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節 額		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
		6 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	10,252	2,477	12,729	1 現年度分	2,477	地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) 交付金増 2,477
		4 支払基金交付金	327,176	△3,218	323,958			
		1 支払基金交付金	327,176	△3,218	323,958			
		1 介護給付費交付金	312,827	△2,434	310,393	1 現年度分	△2,434	介護給付費交付金減 △2,434
		2 地域支援事業支援交付金	14,349	△784	13,565	1 現年度分	△784	地域支援事業交付金減 △784
		8 諸収入	13,759	△3,391	10,368			
		4 雑入	13,759	△3,391	10,368			
		2 雑入	13,759	△3,391	10,368	1 雑入	3	緊急通報装置利用料増 3
						2 新予防給付サービス収入	△3,394	新予防給付サービス収入減 △3,394
		計	1,269,317	△5,958	1,263,359			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
2	保険給付費		1,130,104	△8,990	1,121,114			△2,426	△6,564			
	1	介護サービス等諸費	1,052,745	△10,190	1,042,555			△2,434	△7,756			
		1サービス等諸費	852,537	△10,250	842,287			△2,434	△7,816	19負担金補助及び交付金	△10,250	介護サービス等給付費減 △10,250
		3地域密着型介護サービス給付費	200,208	60	200,268				60	19負担金補助及び交付金	60	地域密着型介護サービス給付費増 60
	3	その他諸費	1,260	0	1,260			8	△8			
		1審査支払手数料	1,260	0	1,260			8	△8			財源補正
	5	高額医療合算介護サービス費	1,560	1,200	2,760				1,200			
		1高額医療合算介護サービス費	1,560	1,200	2,760				1,200	19負担金補助及び交付金	1,200	高額医療合算介護サービス費増 1,200
4	諸支出金		363	6,973	7,336			△24	6,997			
	1	償還金及び還付加算金	105	6,973	7,078				6,973			
		5償還金	0	6,973	6,973				6,973	23償還金利子及び割引料	6,973	償還金増 6,973

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		4 新予防給付サービス費	258	0	258			△24	24			
		1 新予防給付ケアマネジメント費	258	0	258			△24	24			財源補正
		5 地域支援事業費	118,226	0	118,226	2,477		△4,151	1,674			
		1 介護予防・生活支援サービス事業	45,060	0	45,060	2,477		△784	△1,693			
		1 介護予防・生活支援サービス事業費	43,868	0	43,868	2,477		△784	△1,693			財源補正
		3 包括的支援事業・任意事業費	45,790	0	45,790			△3,367	3,367			
		4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	24,468	0	24,468			△3,370	3,370			財源補正
		5 任意事業費	5,554	0	5,554			3	△3			財源補正
		6 予備費	4,000	△3,941	59				△3,941			
		1 予備費	4,000	△3,941	59				△3,941			
		1 予備費	4,000	△3,941	59				△3,941			

承認第6号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

平成28年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第4回）について
（専決第9号）

平成29年 6月 6日 報 告
松 川 町 長 深 津 徹

平成29年 6月 6日 承 認
松川町議会議長 森 谷 岩 夫

専決第9号

平成28年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第4回）

平成28年度松川町保養宿泊施設特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表 歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により
平成29年 3月31日 専決
松川町長 深津 徹

歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 運営費	512,026	10,000	522,026	0	0	10,000	0
2 予備費	25,469	△10,000	15,469	0	0	△10,000	0
歳出合計	537,495	0	537,495	0	0	0	0

2. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1運営費	512,026	10,000	522,026			10,000				
2財政調整基金費	1,200	10,000	11,200			10,000				
1財政調整基金費	1,200	10,000	11,200			10,000	25積立金	10,000	基金積立金増	10,000
2予備費	25,469	△10,000	15,469			△10,000				
1予備費	25,469	△10,000	15,469			△10,000				
1予備費	25,469	△10,000	15,469			△10,000				
計	537,495	0	537,495							

報告第1号

平成28年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により繰越をした平成28年度松川町一般会計予算について、同条第2項の規定により別紙のとおり繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告する。

平成29年 6月 6日 報 告

松 川 町 長 深 津 徹

平成28年度 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				既収入	未収入	
2 総務費	1 総務管理費	(地方創生拠点整備交付金) 移住体験住宅設計監理業務	320,000		0	320,000
		(地方創生拠点整備交付金) 知の拠点整備事業広域連合負担金	52,000,000		52,000,000	0
	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード関連事務委託負担金	1,047,000		1,047,000	
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金事業(経済対策分)	11,685,000		11,685,000	0
6 農林水産業費	1 農業費	(地方創生拠点整備交付金) 農村観光交流センターリニューアル工事	57,872,000		49,480,000	8,392,000
		(地方創生拠点整備交付金) 移住体験住宅整備事業	11,500,000		11,500,000	0
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁定期点検事業	3,000,000		1,104,000	1,896,000
		上片桐第2橋橋梁補修工事	32,000,000		29,468,000	2,532,000
		町道神護原線改良工事 工事用地費及び物件補償費	33,051,000		28,000,000	5,051,000
		町道町谷線道路改良工事 (上片桐2・3工区)	80,700,000		49,000,000	31,700,000
		町道大草線道路改良工事 (郷原7工区)	17,500,000		11,627,000	5,873,000
		町道松川線道路改良工事	10,000,000		0	10,000,000
		町道141号線道路改良工事	6,300,000		0	6,300,000
10 教育費	2 小学校費	放課後子ども教室一体型の推進に関わる設備整備事業	14,253,000		12,146,000	2,107,000
11 災害復旧費	2 農林水産業施設災害復旧費	林道間沢川線災害復旧工事	2,393,000		2,195,000	198,000
計			333,621,000	0	259,252,000	74,171,000

報告第2号

平成28年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度松川町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成29年 6月 6日報告

松川町長 深津 徹

平成28年度 松川町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	備考
						国庫 補助金	一般会計 補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
41 資本的 支出	1 建設 改良費	町道町谷線 送水管 布設替工事	円 22,032,000	円 0	円 22,032,000	円	円 20,400,000		円 1,632,000	円	円	
		清二水源地 No.2送水ポ ンプ更新工 事	円 8,640,000	円 0	円 8,640,000	円	円 0		円 8,640,000	円	円	
計			円 30,672,000	円 0	円 30,672,000	円	円 20,400,000		円 10,272,000	円	円	

報告第3号

松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

平成29年6月6日 報告
松川町長 深津 徹

平成 28年度

事業報告及び決算書

松川町土地開発公社

平成28年度 事業報告書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

1 事業の概要

(1) 完成土地(南森林1区画)の分譲販売

2 監査に関する事項

平成28年 5月19日

・平成27年度事業会計決算に関する監査

3 庶務事項

(1) 理事会に関する事項

平成28年 5月27日

・平成27年度事業報告、決算、利益金について

・平成28年度事業計画、予算について

平成28年度 決算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

平成28年度松川町土地開発公社事業損益計算書
 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:円)

1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	0	
(2) 土地造成事業収益	0	0
	<hr/>	
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	0	
(2) 土地造成事業原価	0	0
	<hr/>	<hr/>
事業総利益		0
3 販売費及び一般管理費		76,000
		<hr/>
事業損失		76,000
4 事業外収益		
(1) 受取利息	21,483	
(2) 雑収益	0	21,483
	<hr/>	
5 事業外費用		
(1) 雑損失	0	0
	<hr/>	<hr/>
経常損失		54,517
当期純損失		<hr/> <hr/> 54,517

平成28年度松川町土地開発公社事業貸借対照表

(平成29年度3月31日)

(単位:円)

【資産の部】

1 流動資産

(1) 現金及び預金	54,158,495
(2) 事業未収金	0
(3) 公有用地	0
(4) 完成土地等	
ア 南森林住宅地	7,630,000
(5) 開発中土地	0

流動資産合計 61,788,495

2 固定資産

(1) 投資その他の資産	
ア 長期性預金	3,500,000

固定資産合計 3,500,000

資産合計 65,288,495

【負債の部】

1 流動負債		
(1) 未払金	0	
(2) 短期借入金	0	
流動負債合計		0
2 固定負債		
(1) 長期借入金	0	
(2) 引当金	0	
固定負債合計		0
負債合計		0

【資本の部】

1 資本金		
(1) 基本財産	3,500,000	
資本金合計		3,500,000
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	54,213,012	
(2) 当期純損失	54,517	
準備金合計		54,158,495
完成土地等		7,630,000
開発中土地		0
資本合計		65,288,495
負債資本合計		65,288,495

松川町土地開発公社財産目録

(平成29年3月31日現在)

(単位:円)

区 分		適 用		金 額
資 産 の 部	流動資産	現金及び預金	普通預金(八十二銀行) 1,158,495	54,158,495
			定期預金(八十二銀行) 53,000,000	
		未収金	0	0
		完成土地等	南森林住宅地 1区画 7,630,000	7,630,000
		開発中土地	0	0
	流動資産合計			61,788,495
	固定資産	基本財産	定期預金(八十二銀行) 3,500,000	3,500,000
資産の部合計			65,288,495	
負 債 の 部	流動負債	未払金		0
		短期借入金		0
	流動負債合計			0
差引純資産			65,288,495	

平成28年度松川町土地開発公社キャッシュ・フロー計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:円)

I 事業活動によるキャッシュフロー	
公有地取得事業収入	0
土地造成事業収入	0
その他事業収入	0
公有地取得事業支出	0
土地造成事業支出	0
その他事業支出	0
人件費支出	△ 5,000
その他の業務支出	△71,000
小計	<u>△76,000</u>
利息等の受取額	21,483
利息等の支払額	0
事業活動によるキャッシュフロー	<u>△54,517</u>
II 投資活動によるキャッシュフロー	
投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュフロー	<u>0</u>
III 財務活動によるキャッシュフロー	
短期借入金による収入	0
短期借入金返済による支出	0
長期借入金による収入	0
長期借入金返済による支出	0
財務活動によるキャッシュフロー	<u>0</u>
IV 現金及び現金同等物減少額	<u>△54,517</u>
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>54,213,012</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>54,158,495</u></u>

現金及び預金明細表

(単位:円)

科目	種類	金額	摘要
預金	普通	1,158,495	
	定期	53,000,000	
合計		54,158,495	

完成土地等明細表

(単位:円)

地区名	期首残高		当期増加額							当期減少額		期末残高		
	面積(m ²)	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計	面積(m ²)	金額	面積(m ²)	金額
南森林住宅地No5	296.91	7,630,000											296.91	7,630,000
合計	296.91	7,630,000											296.91	7,630,000

資本金明細表

(単位:円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	松川町	3,500,000	
計			

事業収益明細表

(単位:円)

科目	金額	摘要
土地造成事業収益	0	完成土地等売却収益
合計	0	

事業原価明細表

(単位:円)

科目	金額	摘要
土地造成事業原価	0	完成土地等売却原価
合計	0	

平成28年度 利益金処分計算書

1 当期末処分利益金

(1)前期繰越準備金	54,213,012 円
(2)当期純損失	54,517 円
計	54,158,495 円

2 次期繰越準備金

次期繰越準備金	54,158,495 円
---------	--------------

平成28年度

松川町土地開発公社会計決算監査の結果報告について

松川町土地開発公社定款第7条第5項により、平成29年5月19日

理事長から提出された平成28年度事業報告、損益計算書、貸借対照表、財産目録

キャッシュ・フロー計算書、附属明細表の各事項について監査を実施した結果、


その内容が適正であることを認めました。

平成29年5月19日

松川町土地開発公社

理事長 深津 徹 様

監事 楢澤 花子 

岡田 弘美 

平成 2 9 年 度

事業計画及び予算書

松川町土地開発公社

平成29年度 事業計画について

平成29年度 松川町土地開発公社事業計画は次のとおりとする。

1. 南森林住宅地完成土地の分譲販売
2. 町事業用地取得に伴う、先・代行買収

平成29年度 予算について

平成29年度松川町土地開発公社の予算は次のとおりとする。

○

○

平成29年度松川町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成29年度松川町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおり定める。

(1) 南森林住宅地完成土地1区画の分譲販売。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入		
第1款	事業収益	5,830 千円
第1項	公有地取得事業収益	0 千円
第2項	土地造成事業収益	5,830 千円
第2款	事業外収益	10 千円
第1項	受取利息	10 千円
収入合計		5,840 千円
支 出		
第1款	事業原価	0 千円
第1項	公有地取得事業原価	0 千円
第2項	土地造成事業原価	0 千円
第2款	販売費及び一般管理費	546 千円
第1項	販売費及び一般管理費	546 千円
支出合計		546 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入		
第1款	資本的収入	0 千円
第1項	借入金	0 千円
収入合計		0 千円
支 出		
第1款	資本的支出	0 千円
第1項	公有地取得事業費	0 千円
第2項	土地造成事業費	0 千円
支出合計		0 千円

報告第4号

株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社チャンネル・ユーの経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

平成29年6月6日 報告
松川町長 深津 徹

経営状況説明書

株式会社チャンネル・ユー

平成 28 年度事業報告書

(平成 28 年 3 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日)

1 事業の概要

(1) 健全経営に努める

テレビ加入者微減、自然減が増加傾向。

(2) サービスの内容充実と営業の強化

局舎移設の諸業務に絡み営業活動が十分でなかった。中継映像のハイビジョン化工事が完了、新局舎でのマスメディア見学・体験も実施。CS に関するアンケート（ハイビジョン化の検討他）。放送コンテンツ（夏祭り、音楽会、松川なんでも情報知っとる）とキャンペーンの PR。

(3) 局舎改築に係る事項

局舎建築、局舎機能移設工事が完了。

(4) 継続事業

データ放送の研究。HFC による 4K・8K テレビ放送の実施に向けた伝送路研究は終結し、光伝送路による実施課題を検討する。

2 監査に関する事

平成 28 年 3 月 23 日	第 14 期 第 4 四半期監査・決算監査
平成 28 年 7 月 14 日	第 15 期 第 1 四半期監査
平成 28 年 9 月 30 日	第 15 期 第 2 四半期監査
平成 28 年 12 月 26 日	第 15 期 第 3 四半期監査
平成 29 年 2 月 28 日	第 15 期 棚卸監査
平成 28 年 3 月 17 日	税理士監査
平成 28 年 10 月 4 日	税理士監査

3 庶務事項

(1) 取締役会に関する事項

平成 28 年 4 月 22 日

- ・第 14 期第 4 四半期経営状況報告及び第 14 期事業、決算報告
- ・第 15 期事業、予算協議
- ・局舎改築に関わる事項の報告と検討

平成 28 年 7 月 14 日

- ・第 15 期第 1 四半期経営状況報告
- ・局舎改築に関わる事項の報告と検討
- ・中継映像ハイビジョン化の検討
- ・CS チャンネルのアンケート実施について

平成 28 年 9 月 30 日

- ・第 15 期第 2 四半期経営状況報告
- ・局舎移設に関わる事項の報告と検討
- ・新局舎オープン記念イベントに関する検討

平成 28 年 12 月 26 日

- ・第 15 期第 3 四半期経営状況報告
- ・新局舎改築及び移設に係る報告
- ・CS チャンネルに関するアンケート報告
- ・選挙に関する報道指針について

(2) 株主総会に関する事項

平成 28 年 4 月 22 日

- ・第 14 期定時株主総会

平成 28 年 12 月 26 日

- ・臨時株主総会(役員変更等)

平成 28 年度
株式会社チャンネル・ユー 決算書

株式会社チャンネル・ユー

貸借対照表

(株)チャンネル・ユー

平成 29 年 2 月 28 日現在
資産の部

(単位: 円)

【流動資産】			
現金預金	24,641,598		
売掛金	13,238,037		
棚卸資産	1,228,016		
立替金	1,711,885		
未収還付法人税等	992,700		
仮払消費税	<u>12,256,765</u>		
流動資産合計			54,069,001
【固定資産】			
【有形固定資産】			
建物	3,213,271		
建物附属設備	10,197,053		
構築物	17,817,950		
機械装置	31,008,768		
車両運搬具	523,986		
工具器具備品	14,947,063		
土地	<u>11,412,711</u>		
有形固定資産合計	89,120,802		
【投資その他の資産】			
保険積立金	<u>1,963,215</u>		
投資その他の資産合計	<u>1,963,215</u>		
固定資産合計			91,084,017
【繰延資産】			
繰延資産	<u>2,400,001</u>		
繰延資産合計			<u>2,400,001</u>
資産の部合計			<u>147,553,019</u>
負債の部			
【流動負債】			
買掛金	4,362,665		
預り金	236,195		
設備積立預り金	<u>12,297,761</u>		
流動負債合計			16,896,621
【固定負債】			
長期借入金	<u>35,988,000</u>		
固定負債合計			<u>35,988,000</u>
負債の部合計			<u>52,884,621</u>
純資産の部			
【株主資本】			
資本金	10,000,000		
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	69,000,000		
繰越利益剰余金	15,668,398		
(うち当期純利益金額)	15,644,491		
その他利益剰余金合計	<u>84,668,398</u>		
利益剰余金合計	<u>84,668,398</u>		
株主資本合計			<u>94,668,398</u>
純資産の部合計			<u>94,668,398</u>
負債及び純資産合計			<u>147,553,019</u>

損益計算書

(株)チャンネル・ユー

自 平成 28 年 3 月 1 日

(単位: 円)

至 平成 29 年 2 月 28 日

【売上高】

利 用 料	130,518,733	
放 送 料	9,694,396	
工 事 料	4,027,302	
設 備 負 担 金	1,498,298	
雑 収 入	<u>2,094,490</u>	
売 上 高 合 計		147,833,219

【売上原価】

期 首 棚 卸 高	1,340,684	
当 期 材 料 仕 入 高	<u>1,907,524</u>	
合 計	3,248,208	
期 末 棚 卸 高	<u>1,228,016</u>	
売 上 原 価		<u>2,020,192</u>
売 上 総 利 益 金 額		145,813,027

【販売費及び一般管理費】

販売費及び一般管理費合計		<u>143,268,807</u>
営 業 利 益 金 額		2,544,220

【営業外収益】

受 取 利 息	<u>6,286</u>	
営 業 外 収 益 合 計		6,286

【営業外費用】

支 払 利 息	220,403	
雑 損 失	<u>40,216</u>	
営 業 外 費 用 合 計		<u>260,619</u>
経 常 利 益 金 額		2,289,887

【特別利益】

前 期 損 益 収 益	15,779,201	
補 助 金 収 入	<u>121,192,200</u>	
特 別 利 益 合 計		136,971,401

【特別損失】

固 定 資 産 除 却 損	937,676	
庄 縮 損	112,215,000	
前 期 損 益 修 正 損	<u>3,606,221</u>	
特 別 損 失 合 計		<u>116,758,897</u>
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		22,502,391
法 人 税 等		<u>6,857,900</u>
当 期 純 利 益 金 額		<u>15,644,491</u>

販売費及び一般管理費内訳書

(株)チャンネル・ユー

自 平成 28 年 3 月 1 日

(単位: 円)

至 平成 29 年 2 月 28 日

役	員	報	酬		3,443,900
給	料	手	当		42,746,082
法	定	福	利	費	7,312,377
厚		生		費	2,262,766
旅	費	交	通	費	182,723
賃				金	4,456,515
会		議		費	1,222
接	待	交	際	費	351,681
事		務		費	12,905,077
函	書	研	修	費	315,079
通	信	運	搬	費	18,304,597
放		送		費	12,658,046
保	守	修	繕	費	939,003
水	道	光	熱	費	2,494,572
賃		借		料	7,384,654
消	耗	備	品	費	59,342
工		事		費	11,514,384
諸		経		費	944,305
減	価	償	却	費	11,386,674
繰	延	資	産	償	533,333
広	告	宣	伝	費	996,665
支	払	保	険	料	953,690
租	税	公	課		1,122,120

販売費及び一般管理費合計

143,268,807

株主資本等変動計算書

株式会社チャンネル・ユー

自 平成28年 3月 1日

(単位: 円)

至 平成29年 2月28日

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		<u>10,000,000</u>
	当期末残高		<u>10,000,000</u>
利 益 剰 余 金			
その他利益剰余金			
別 途 積 立 金	当期首残高		52,000,000
	当期変動額	余剰金からの振替	<u>17,000,000</u>
	当期末残高		<u>69,000,000</u>
繰越利益剰余金	当期首残高		17,123,907
	当期変動額	当期純利益金額	15,644,491
		別途積立金へ振替	△17,000,000
		剰余金の配当	<u>△100,000</u>
	当期末残高		<u>15,668,398</u>
利益剰余金合計	当期首残高		69,123,907
	当期変動額		<u>15,544,491</u>
	当期末残高		<u>84,668,398</u>
株主資本合計	当期首残高		79,123,907
	当期変動額		<u>15,544,491</u>
	当期末残高		<u>94,668,398</u>
純資産の部合計	当期首残高		79,123,907
	当期変動額		<u>15,544,491</u>
	当期末残高		<u>94,668,398</u>

個別注記表

株式会社チャンネル・ユー

自 平成 28 年 3 月 1 日

至 平成 29 年 2 月 28 日

I. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料は最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定に基づく定額法又は旧定額法を採用しております。但し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物については、法人税法の規定に基づく旧定額法を採用しております。

尚、平成 15 年 4 月 1 日以後に取得した取得価額 30 万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 200 株

2. 事業年度末日後の剰余金の配当 1株当たり 500 円・総額 100,000 円

IV. その他の注記

1. 圧縮記帳

国庫補助金等で取得した固定資産について、取得価額から次の圧縮記帳額を控除して表示しています。

建物 112,215,000 円

以上

平成 28 年度
株式会社チャンネル・ユー会計決算監査の結果報告について

監査報告書

監査の結果、いずれも適法かつ正確であることを認めます。

平成 29 年 3 月 28 日

代表監査役 島田 弘美 (印)

監査役 大島 慎男 (印)

監査役 小澤 文人 (印)

議案第1号

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町国民健康保険税条例(昭和44年松川町条例第4号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年 6月 6日 提出
松川町長 深津 徹

平成29年 6月 6日 可決
松川町議会議長 森谷 岩夫

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

松川町国民健康保険税条例（昭和 44 年松川町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 11.00」を「100 分の 5.00」に改める。

第 7 条第 1 項中「100 分の 10.30」を「100 分の 5.00」に改める。

第 9 条第 1 項中「100 分の 8.30」を「100 分の 5.00」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の松川町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第1号

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町国民健康保険税条例(昭和44年松川町条例第4号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年 6月 6日 提出

松川町長 深津 徹

平成29年 6月 6日 可決

松川町議会議長 森谷 岩夫

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

松川町国民健康保険税条例（昭和 44 年松川町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 11.00」を「100 分の 5.00」に改める。

第 7 条第 1 項中「100 分の 10.30」を「100 分の 5.00」に改める。

第 9 条第 1 項中「100 分の 8.30」を「100 分の 5.00」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の松川町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第2号

松川町公共下水道松川浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年松川町条例第2号）の規定に基づき、下記のとおり協定を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工事委託名 松川町公共下水道松川浄化センターの建設工事委託
- 2 工事委託金額 金 315,000,000 円
- 3 工事委託者 住所 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル
氏名 地方共同法人 日本下水道事業団

平成29年6月6日 提出
松川町長 深津 徹

平成29年6月22日 可決
松川町議会議長 森谷 岩夫

議案第3号

松川中学校給食棟他改築工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年松川町条例第2号）の規定に基づき、下記のとおり工事~~変更~~請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 平成29年度 学校施設環境改善交付金事業
松川中学校給食棟他改築工事
- 2 契約の金額 金376,920,000円
- 3 契約の相手方 住所 長野県飯田市主税町18番地
氏名 神稻建設株式会社

平成29年6月6日 提出
松川町長 深津 徹

平成29年6月●日 可 決
松川町議会議長 森谷 岩夫

議案第4号

平成29年度松川町一般会計補正予算（第1回）

平成29年度松川町一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116,707千円を追加し、歳入歳出それぞれ6,298,707千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加・変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年 6月 6日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成29年 6月**22**日 **可 決**
松川町議会議長 森 谷 岩 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 3 国庫支出金		445,298	42,565	487,863
	2 国庫補助金	98,746	42,565	141,311
1 4 県支出金		336,889	14,991	351,880
	2 県補助金	132,603	8,336	140,939
	3 委託金	23,873	6,655	30,528
1 5 財産収入		6,269	109	6,378
	2 財産売払収入	1,003	109	1,112
1 6 寄附金		38,301	100	38,401
	1 寄附金	38,301	100	38,401
1 7 繰入金		318,252	175,850	494,102
	1 特別会計繰入金	3,726	1,850	5,576
	2 基金繰入金	314,526	174,000	488,526
1 8 繰越金		150,000	18,974	168,974
	1 繰越金	150,000	18,974	168,974
1 9 諸収入		123,154	8,018	131,172
	5 雑入	48,002	8,018	56,020
2 0 町債		566,400	△143,900	422,500
	1 町債	566,400	△143,900	422,500
歳入合計		6,182,000	116,707	6,298,707

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		727,134	24,823	751,957
	1 総務管理費	582,843	23,847	606,690
	2 徴税費	82,680	550	83,230
	3 戸籍住民基本台帳費	59,883	426	60,309
3 民生費		1,705,602	4,192	1,709,794
	1 社会福祉費	1,016,093	4,172	1,020,265
	2 児童福祉費	689,509	20	689,529
4 衛生費		504,972	318	505,290
	1 保健衛生費	297,444	318	297,762
5 労働費		2,242	0	2,242
	1 労働諸費	2,242	0	2,242
6 農林水産業費		560,160	17,995	578,155
	1 農業費	509,243	17,995	527,238
7 商工費		233,659	37,081	270,740
	1 商工費	233,659	37,081	270,740
8 土木費		699,573	676	700,249
	2 道路橋梁費	444,614	637	445,251
	4 都市計画費	218,832	39	218,871
9 消防費		272,688	22,666	295,354

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	272,688	22,666	295,354
10 教育費		860,399	8,956	869,355
	1 教育総務費	60,702	1,801	62,503
	2 小学校費	139,499	300	139,799
	3 中学校費	471,112	150	471,262
	4 社会教育費	135,853	6,705	142,558
歳 出 合 計		6,182,000	116,707	6,298,707

第 2 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般補助施設整備等事業債	千円 29,400	証書借入	%以内 4.0	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものによる。但し、財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業債	千円 317,000	証書借入	%以内 4.0	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものによる。但し、財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 35,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
臨時財政対策債	108,000	〃	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	〃	216,000	〃	〃	〃
計	425,000				251,700			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 3 国庫支出金	445,298	42,565	487,863
1 4 県支出金	336,889	14,991	351,880
1 5 財産収入	6,269	109	6,378
1 6 寄附金	38,301	100	38,401
1 7 繰入金	318,252	175,850	494,102
1 8 繰越金	150,000	18,974	168,974
1 9 諸収入	123,154	8,018	131,172
2 0 町債	566,400	△143,900	422,500
歳 入 合 計	6,182,000	116,707	6,298,707

(単位：千円)

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	727,134	24,823	751,957	6,647	5,600	5,909	6,667
3 民生費	1,705,602	4,192	1,709,794	3,902	0	0	290
4 衛生費	504,972	318	505,290	0	0	0	318
6 農林水産業費	560,160	17,995	578,155	14,199	0	0	3,796
7 商工費	233,659	37,081	270,740	20,767	16,400	1,950	△2,036
8 土木費	699,573	676	700,249	0	0	0	676
9 消防費	272,688	22,666	295,354	5,386	7,400	2,218	7,662
10 教育費	860,399	8,956	869,355	6,655	△281,300	174,000	109,601
歳出合計	6,182,000	116,707	6,298,707	57,556	△251,900	184,077	126,974

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
13	国庫支出金	445,298	42,565	487,863			
	2 国庫補助金	98,746	42,565	141,311			
	1 民生費国庫補助金	12,018	3,902	15,920	7 臨時福祉給付金	3,902	臨時福祉給付金 3,902
	5 消防費国庫補助金	0	5,386	5,386	1 消防防災施設整備費補助金	5,386	消防防災施設整備費補助金 5,386
	6 総務費国庫補助金	1,344	33,277	34,621	1 地方創生推進交付金	8,380	地方創生推進交付金 8,380
					5 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	347	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 347
					13 地方創生拠点整備交付金	24,550	地方創生拠点整備交付金 24,550
14	県支出金	336,889	14,991	351,880			
	2 県補助金	132,603	8,336	140,939			

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		1 総務費補助金	5,510	2,517	8,027	2 地域発元気づくり支援金	2,517	長野県地域発元気づくり支援金 2,517
		4 農業費補助金	55,878	5,819	61,697	2 農業費補助金	5,819	園芸産地育成事業補助金 2,500 2月内示 52103・142 翌年補助 荒廃農地等利活用促進交付金 3,319
		3 委託金	23,873	6,655	30,528			
		4 教育費委託金	1,219	6,655	7,874	1 教育費委託金	6,655	福沢遺跡発掘調査委託金 6,655
		15 財産収入	6,269	109	6,378			
		2 財産売払収入	1,003	109	1,112			
		1 不動産売払収入	1,003	109	1,112	2 土地売払収入	109	町有地払い下げ収入 109
		16 寄附金	38,301	100	38,401			
		1 寄附金	38,301	100	38,401			
		6 ふるさと応援寄附金	38,000	100	38,100	2 企業版ふるさと納税(寄附金)	100	信州大学航空機システム共同研究講座寄附金 100

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
17 繰入金		318,252	175,850	494,102			
1 特別会計繰入金		3,726	1,850	5,576			
5 保養宿泊施設事業特別会計		0	1,850	1,850	1 保養宿泊施設事業特別会計繰入金	1,850	観光交流施設整備事業特別会計繰入金 1,850
2 基金繰入金		314,526	174,000	488,526			
5 公共施設等整備基金繰入金		112,000	174,000	286,000	1 公共施設等整備基金繰入金	174,000	松川中学校給食棟改築工事基金繰入金増 174,000
18 繰越金		150,000	18,974	168,974			
1 繰越金		150,000	18,974	168,974			
1 繰越金		150,000	18,974	168,974	1 繰越金	18,974	繰越金増 18,974
19 諸収入		123,154	8,018	131,172			
5 雑入		48,002	8,018	56,020			
1 雑入		48,002	8,018	56,020	5 雑入	8,018	コミュニティ助成事業助成金 3,900 地域活動助成事業助成金 3,200 消火栓移設・修理費負担金 918

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
20 町債		566,400	△143,900	422,500			
1 町債		566,400	△143,900	422,500			
4 臨時財政対策債		108,000	108,000	216,000	1 臨時財政対策債	108,000	臨時財政対策債増 108,000
10 一般補助施設整備等事業債		0	29,400	29,400	1 一般補助施設整備等事業債	29,400	消防防災施設整備事業 7,400 地方創生拠点整備交付金事業 22,000
12 学校教育施設等整備事業債		317,000	△281,300	35,700	1 学校教育施設等整備事業債	△281,300	学校教育施設等整備事業債減 △281,300
計		6,182,000	116,707	6,298,707			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2総務費	727,134	24,823	751,957	6,647	5,600	5,909	6,667			
1総務管理費	582,843	23,847	606,690	6,300	5,600	5,909	6,038			
3財政管理費	78,365	0	78,365			109	△109			財源補正
6企画費	85,914	18,756	104,670	6,300	5,600	5,800	1,056	11需用費	240	移住体験住宅光熱水費 240
								12役務費	20	移住体験住宅建物災害保険 20
								13委託料	600	移住促進住宅整備工事設計監理委託 600
								14使用料及び賃借料	96	移住体験住宅下水道使用料 96
								15工事請負費	12,000	移住促進住宅整備工事 12,000
								19負担金補助及び交付金	5,800	コミュニティ助成事業 清泉地上自治会 2,100 上町自治会 1,800 地域活動助成事業 上片桐区会 1,900
10情報政策費	32,695	2,160	34,855				2,160	13委託料	2,160	インターネット系ネットワーク ウイルス対策サーバー構築 2,160

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	11自治振興費	9,121	2,931	12,052				2,931	19負担金補助及び交付金	2,931	東浦自治会所耐震補強工事 1,495 名子原自治会所他バリアフリー化工事1,042 中山自治会所他修繕工事 394
	2徴税费	82,680	550	83,230				550			
	2賦課徴収費	35,065	550	35,615				550	13委託料	550	国税連携システム用PC更改 550
	3戸籍住民基本台帳費	59,883	426	60,309	347			79			
	1戸籍住民基本台帳費	59,883	426	60,309	347			79	13委託料	426	番号制度対応総合運用テスト他 426
3	民生費	1,705,602	4,192	1,709,794	3,902			290			
	1社会福祉費	1,016,093	4,172	1,020,265	3,902			270			
	1社会福祉総務費	205,769	3,902	209,671	3,902				7賃金	62	臨時福祉給付金事業 臨時職員賃金増 62
									12役務費	45	臨時福祉給付金事業 振込手数料増 45
									19負担金補助及び交付金	3,795	臨時福祉給付金増 3,795
	5障がい者福祉費	374,981	270	375,251				270	11需用費	206	生東リズム室水銀灯交換 206

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他					
									13委託料	64	福祉総合事務システム改修	64
	2児童福祉費	689,509	20	689,529				20				
	1児童福祉総務費	11,054	△360	10,694				△360	8報償費	△360	出生子育て支援金減 消防団員加算分科目変更	△360
	3保育所費	408,684	380	409,064				380	18備品購入費	380	図書購入費	380
	4衛生費	504,972	318	505,290				318				
	1保健衛生費	297,444	318	297,762				318				
	2予防費	57,337	318	57,655				318	11需用費	34	公用車燃料費	34
									12役務費	20	公用車保険料	20
									14使用料及び 賃借料	264	公用車リース料	264
	5労働費	2,242	0	2,242								
	1労働諸費	2,242	0	2,242								
	1労働諸費	2,242	0	2,242					7賃 金	△51	相談員賃金減	△51

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									11需用費	51	就職ガイダンス参加者昼食代 51
6	農林水産業費	560,160	17,995	578,155	14,199			3,796			
	1 農業費	509,243	17,995	527,238	14,199			3,796			
	3 農業振興費	60,198	5,819	66,017	5,819				19負担金補助 及び交付金	5,819	園芸産地育成事業補助金 2,500 荒廃農地等利活用促進交付金 3,319
	4 中山間地域活性化 推進事業費	13,160	△500	12,660				△500	8 報償費	△300	滞在交流プログラム講師謝金 科目変更減 △300
									11需用費	△200	滞在交流プログラム消耗品 科目変更減 △200
	7 農村観光交流セン ター費	36,932	26	36,958				26	12 役務費	26	ワーキングボランティア保険料増 26
	8 農地費	24,724	1,000	25,724				1,000	13 委託料	1,000	農地耕作条件改善事業測量設計委託 1,000
	10 観光交流地域づく り推進事業費	28,725	11,650	40,375	8,380			3,270	8 報償費	500	滞在交流プログラム講師謝金 300 観光まちづくり講演会謝金 200
									11 需用費	1,200	滞在交流プログラム消耗品 200 観光パンフレット作製印刷 1,000
									13 委託料	9,950	観光まちづくりマーケティング

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
						特定財源			一般財源	区 分	金 額	
						国県支出金	地方債	その他				
												調査委託 4,000 観光パンフレット作製委託 1,000 滞在交流プログラム企画開発委託 4,950 <i>の学校等。</i>
		7商工費	233,659	37,081	270,740	20,767	16,400	1,950	△2,036			
		1商工費	233,659	37,081	270,740	20,767	16,400	1,950	△2,036			
		2商工業振興費	127,946	100	128,046			100		19負担金補助 及び交付金	100	信州大学航空機システム 共同研究講座コンソーシアム補助金 100
		3観光費	11,814	36,981	48,795	20,767	16,400	1,850	△2,036	8 報償費	260	シードルコンペ審査員謝金他 210 登山届回収謝礼 50
										11 需用費	221	シードルワインパンフレット作製印刷 221
										13 委託料	3,000	観光交流施設整備工事設計監理業務 3,000
										15 工事請負費	33,500	観光交流施設整備工事 清流苑宿泊棟洋室化工事 15,500 清流苑宿泊棟喫煙室 兼フリースペース増築工事 13,500 清流苑レストラン イノベーション工事 4,500
		8土木費	699,573	676	700,249				676			
		2道路橋梁費	444,614	637	445,251				637			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国県支出金	地方債	その他				
		1道路橋梁総務費	29,570	637	30,207				637	7賃金	637	道路維持作業員賃金増 637
		4都市計画費	218,832	39	218,871				39			
		1都市計画総務費	8,055	39	8,094				39	9旅費	39	普通旅費 39
		9消防費	272,688	22,666	295,354	5,386	7,400	2,218	7,662			
		1消防費	272,688	22,666	295,354	5,386	7,400	2,218	7,662			
		2非常備消防費	73,235	360	73,595				360	8報償費	360	出生子育て支援金(消防団員加算) 360
		3消防施設費	7,629	17,688	25,317	5,386	7,400	2,218	2,684	11需用費	540	消防用ホース干し修繕 540
										13委託料	550	耐震性貯水槽設計業務 550
										15工事請負費	14,300	耐震性貯水槽設置 古町中部 7,800 南方 6,500
										19負担金補助 及び交付金	1,310	地域活動助成事業補助金 古町区会自主防災会 1,300 消防施設整備事業補助金増 10
										28繰出金	918	消火栓移設・修繕費 918

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
						特定財源			一般財源	区分		金額	
						国県支出金	地方債	その他					
		5防災対策費	20,073	4,618	24,691				4,618	13委託料	3,800	地域防災計画改定業務委託	3,800
										19負担金補助及び交付金	818	自主防災組織施設整備事業増 7協会の	818
10	教育費		860,399	8,956	869,355	6,655	△281,300	174,000	109,601				
	1	教育総務費	60,702	1,801	62,503				1,801				
		2教育委員会事務局費	58,098	1,801	59,899				1,801	7賃金	1,801	臨時職員賃金	1,801
	2	小学校費	139,499	300	139,799				300				
		1小学校管理費	129,159	300	129,459				300	18備品購入費	300	学校図書教材購入 松川中央小学校 松川北小学校	150 150
	3	中学校費	471,112	150	471,262		△281,300	174,000	107,450				
		1中学校管理費	459,470	150	459,620		△281,300	174,000	107,450	18備品購入費	150	学校図書教材購入 松川中学校	150
	4	社会教育費	135,853	6,705	142,558	6,655			50				
		2公民館費	21,930	50	21,980				50	18備品購入費	50	松川中央公民館備品購入	50

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他							
	3図書館資料館費	42,332	6,655	48,987	6,655				7 賃 金	3,875	発掘作業員他賃金 3875
									8 報償費	1,425	調査担当者謝金 1425
									11 需用費	835	発掘他作業消耗品 400 報告書印刷製本 410 重機・発電機等燃料 25
									14 使用料及び 賃借料	520	発掘資機材賃借料 520
	計	6,182,000	116,707	6,298,707	57,556	△251,900	184,077	126,974			

議案第5号

平成29年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

平成29年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,267千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,747,670千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 6月 6日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成29年 6月 22日 可 決
松川町議会議長 森 谷 岩 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		327,000	△29,860	297,140
	1 国民健康保険税	327,000	△29,860	297,140
3 国庫支出金		303,947	△9,001	294,946
	1 国庫負担金	238,758	△7,385	231,373
	2 国庫補助金	65,189	△1,616	63,573
4 療養給付費交付金		48,170	△10,001	38,169
	1 療養給付費交付金	48,170	△10,001	38,169
5 前期高齢者交付金		459,000	3,063	462,063
	1 前期高齢者交付金	459,000	3,063	462,063
6 県支出金		76,861	△2,078	74,783
	2 県補助金	63,350	△2,078	61,272
10 繰越金		32,000	102,144	134,144
	1 繰越金	32,000	102,144	134,144
歳入合計		1,693,403	54,267	1,747,670

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		1,015,966	△33,079	982,887
	1 療養諸費	885,880	△28,673	857,207
	2 高額療養費	118,310	△4,406	113,904
3 後期高齢者支援金等		177,114	10,420	187,534
	1 後期高齢者支援金等	177,114	10,420	187,534
4 前期高齢者納付金等		694	4	698
	1 前期高齢者納付金等	694	4	698
6 介護納付金		81,878	△4,722	77,156
	1 介護納付金	81,878	△4,722	77,156
12 予備費		1,791	81,644	83,435
	1 予備費	1,791	81,644	83,435
歳出合計		1,693,403	54,267	1,747,670

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	327,000	△29,860	297,140
3 国庫支出金	303,947	△9,001	294,946
4 療養給付費交付金	48,170	△10,001	38,169
5 前期高齢者交付金	459,000	3,063	462,063
6 県支出金	76,861	△2,078	74,783
10 繰越金	32,000	102,144	134,144
歳入合計	1,693,403	54,267	1,747,670

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	1,015,966	△33,079	982,887	△11,079	0	△10,001	△11,999
3 後期高齢者支援金等	177,114	10,420	187,534	0	0	0	10,420
4 前期高齢者納付金等	694	4	698	0	0	0	4
6 介護納付金	81,878	△4,722	77,156	0	0	0	△4,722
12 予備費	1,791	81,644	83,435	0	0	0	81,644
歳出合計	1,693,403	54,267	1,747,670	△11,079	0	△10,001	75,347

2. 歳入

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		1 国民健康保険税	327,000	△29,860	297,140			
		1 国民健康保険税	327,000	△29,860	297,140			
		1 一般被保険者国民健康 保険税	316,600	△26,880	289,720	1 医療給付費 分現年課税 分	△13,430	医療給付費分現年課税分減 △13,430
						2 後期高齢者 支援金分現 年課税分	△9,480	後期高齢者支援金分現年課税分減 △9,480
						3 介護納付金 分現年課税 分	△3,970	介護納付金分現年課税分減 △3,970
		2 退職被保険者等国民健 康保険税	10,400	△2,980	7,420	1 医療給付費 分現年課税 分	△1,330	医療給付費分現年課税分減 △1,330
						2 後期高齢者 支援金分現 年課税分	△850	後期高齢者支援金分現年課税分減 △850
						3 介護納付金 分現年課税 分	△800	介護納付金分現年課税分減 △800
		3 国庫支出金	303,947	△9,001	294,946			

(単位：千円)

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
	項	目				区 分	金 額	
	1	国庫負担金	238,758	△7,385	231,373			
		2 療養給付費等負担金	225,247	△7,385	217,862	1 現年度分	△7,385	療養給付費負担金減 △7,385
	2	国庫補助金	65,189	△1,616	63,573			
		1 財政調整交付金	63,349	△1,616	61,733	1 普通調整交付金	△1,616	普通調整交付金減 △1,616
	4	療養給付費交付金	48,170	△10,001	38,169			
		1 療養給付費交付金	48,170	△10,001	38,169			
		1 療養給付費交付金	48,170	△10,001	38,169	1 現年度分	△10,001	療養給付費交付金減 △10,001
	5	前期高齢者交付金	459,000	3,063	462,063			
		1 前期高齢者交付金	459,000	3,063	462,063			
		1 前期高齢者交付金	459,000	3,063	462,063	1 現年度分	3,063	前期高齢者交付金現年度分増 3,063
	6	県支出金	76,861	△2,078	74,783			
		2 県補助金	63,350	△2,078	61,272			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	1 財政調整交付金	63,350	△2,078	61,272	1 財政調整交付金	△2,078	財政調整交付金減 △2,078
10 繰越金		32,000	102,144	134,144			
1 繰越金		32,000	102,144	134,144			
	1 繰越金	32,000	102,144	134,144	1 繰越金	102,144	繰越金増 102,144
計		1,693,403	54,267	1,747,670			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2保険給付費	1,015,966	△33,079	982,887	△11,079		△10,001	△11,999			
1療養諸費	885,880	△28,673	857,207	△9,000		△10,001	△9,672			
1一般被保険者療養給付費	821,375	△18,672	802,703	△9,000			△9,672	19負担金補助及び交付金	△18,672	一般被保険者療養給付費減 △18,672
2退職被保険者等療養給付費	48,001	△10,001	38,000			△10,001		19負担金補助及び交付金	△10,001	退職被保険者療養給付費減 △10,001
2高額療養費	118,310	△4,406	113,904	△2,079			△2,327			
1一般被保険者高額療養費	111,090	△4,406	106,684	△2,079			△2,327	19負担金補助及び交付金	△4,406	一般被保険者高額療養費減 △4,406
3後期高齢者支援金等	177,114	10,420	187,534				10,420			
1後期高齢者支援金等	177,114	10,420	187,534				10,420			
1後期高齢者支援金	177,100	10,420	187,520				10,420	19負担金補助及び交付金	10,420	後期高齢者支援金増 10,420
4前期高齢者納付金等	694	4	698				4			
1前期高齢者納付金等	694	4	698				4			

(単位：千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
款	項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
			国県支出金	地 方 債	そ の 他								
		1前期高齢者納付金	680	4	684				4	19負担金補助及び交付金	4	前期高齢者納付金増	4
6介護納付金			81,878	△4,722	77,156				△4,722				
		1介護納付金	81,878	△4,722	77,156				△4,722				
		1介護納付金	81,878	△4,722	77,156				△4,722	19負担金補助及び交付金	△4,722	介護納付金減	△4,722
12予備費			1,791	81,644	83,435				81,644				
		1予備費	1,791	81,644	83,435				81,644				
		1予備費	1,791	81,644	83,435				81,644				
計			1,693,403	54,267	1,747,670	△11,079		△10,001	75,347				

議案第6号

平成29年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）

平成29年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成29年 6月 6日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成29年 6月 **22**日 可 決
松川町議会議長 森 谷 岩 夫

歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 運営費	529,956	△10,150	519,806	0	0	△10,150	0
2 予備費	10,000	10,150	20,150	0	0	0	10,150
歳 出 合 計	539,956	0	539,956	0	0	△10,150	10,150

2. 歳出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
款	項 目				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1	運営費	529,956	△10,150	519,806			△10,150				
	1 営業費	528,756	△10,150	518,606			△10,150				
	2 営業費	490,862	△10,150	480,712			△10,150		13 委託料	△2,000	平成29年度清流苑改修工事 設計管理委託料の減 △2,000
									15 工事請負費	△10,000	平成29年度清流苑改修工事費の減 △10,000
									28 繰出金	1,850	地方創生拠点整備交付金事業 1,850
2	予備費	10,000	10,150	20,150				10,150			
	1 予備費	10,000	10,150	20,150				10,150			
	1 予備費	10,000	10,150	20,150				10,150			
	計	539,956	0	539,956			△10,150	10,150			

議案第7号

平成29年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）

（総 則）

第1条 平成29年度松川町水道事業会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成29年度松川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入	（千円）	（千円）	（千円）
第11款	水道事業収益	296,508	378	296,886
第1項	営業収益	260,446	0	260,446
第2項	営業外収益	36,062	378	36,440
	支 出	（千円）	（千円）	（千円）
第21款	水道事業費用	279,537	378	279,915
第1項	営業費用	246,504	378	246,882
第2項	営業外費用	32,933	0	32,933
第3項	特別損失	100	0	100

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入	(千円)	(千円)	(千円)
第31款 資本的収入	26,190	540	26,730
第1項 工事負担金	8,200	540	8,740
第2項 補助金	17,990	0	17,990
支出	(千円)	(千円)	(千円)
第41款 資本的支出	203,041	540	203,581
第1項 建設改良費	76,637	540	77,177
第2項 企業債償還金	126,404	0	126,404

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

事項	期間	限度額
公営企業会計システム 更新業務	平成29年度から 平成30年度まで	12,000千円

平成29年 6月 6日 提出
松川町長 深津 徹

平成29年 6月 **22**日 **可決**
松川町議会議長 森谷岩夫

平成 29 年度 松川町水道事業会計補正予算(第 1 回)実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
11 水道事業収益			296,508	378	296,886	
	2 営業外収益		36,062	378	36,440	
		6 工事負担金	0	378	378	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21 水道事業費用			279,537	378	279,915	
	1 営業費用		246,504	378	246,882	
		2 配水及び給水費	40,628	378	41,006	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
31 資本的收入			26,190	540	26,730	
	1 工事負担金		8,200	540	8,740	
		1 工事負担金		8,200	540	8,740

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
41 資本的支出			203,041	540	203,581	
	1 建設改良費		76,637	540	77,177	
		1 施設工事費		51,786	540	52,326

事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
11		水道事業収益	296,508	378	296,886			
	2	営業外収益	36,062	378	36,440			
		6 工事負担金	0	378	378	1 工事負担金	378	中の村消火栓移設工事補償金 378

支出

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
21		水道事業費用	279,537	378	279,915			
	1	営業費用	246,504	378	246,882			
		2 配水及び給水費	40,628	378	41,006	20 工事請負費	378	中の村消火栓移設工事 378

資本的收入及び支出

収入

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
31	資本的收入		26,190	540	26,730			
	1	工事負担金	8,200	540	8,740			
		1 工事負担金	8,200	540	8,740	1 工事負担金	540	町道弥太沢線消火栓修繕工事補償金 540

支出

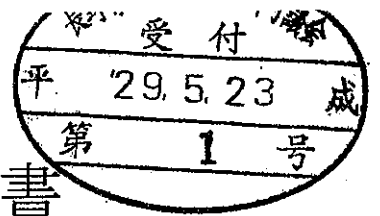
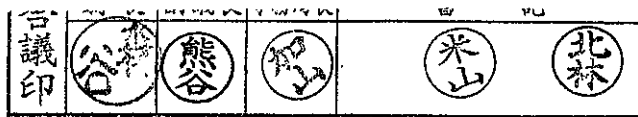
(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
41	資本の支出		203,041	540	203,581			
	1	建設改良費	76,637	540	77,177			
		1 施設工事費	51,786	540	52,326	39 消火栓設置費	540	町道弥太沢線消火栓修繕工事 540

(注)

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源 内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定 留保資金
公営企業会計システム更新業務	12,000 千円	—	—	平成30年度	12,000 千円	12,000 千円



「共謀罪法案」の撤回を求める請願書

松川町議会議長

森谷岩夫様

2017年5月23日

請願人住所

松川町大島 2696-1


団体名

松川町憲法九条を守る会

代表

平澤充人 

紹介議員

松井悦子 

請願趣旨

「共謀罪」の趣旨を含む「組織的犯罪処罰法」(以下、「共謀罪法案」とします)の改正案の撤回と廃案を求める意見書を、政府及び関係機関に提出して下さい。

請願理由

現在、国会で審議されている「共謀罪法案」は、戦前の「治安維持法」に酷似した内容を持ち、私たち住民の思想や活動が警察の監視や捜査の対象になる恐れがあり、到底容認できません。

もう故人となられて55年になりますが、戦前、松本高等女学校校長を務められた森下二郎さん(上片桐諷訪形)という優れた教育者がおられました。在任の留守中に特高(特別高等警察)の刑事が突如、森下家を訪れて家宅捜索をしました。裁縫に使う鉄の先端を使い、衣裳ダンスのカギまで開けるということをしました。治安維持法を根拠に「反戦思想がある」と目をつけられ、その証拠になる日記などを物色したのでした。

それは80年近く前のことではありますが、時代が進んだ現代でも、こんなことがありました。

埼玉県加須市の幼方忠男さんは、今年1月、道路運送法違反の容疑で逮捕されました。反原発の仲間8人とワゴン車で福島県楡葉町を訪問して原発被害などを視察しました。車のレンタル代や燃料代に一人4千余円を出し合いました。どこにでもある、そして誰でも体験したことがあるグループ旅行です。これが運送事業を行う「白タク行為」に当たるというのです。埼玉県公安3課は幼方さんらを過激派と発表。幼方さんは「割り勘の旅行だ」と主張しました。「白タク行為」による逮捕は建前で、労働組合運動にかかわり反原発の行動をとる幼方さんへの圧力でした。「共謀罪法案」でなくてもこのような恣意的な捜査が行われているのが現状です。私たち普通の市民の普通の行動が、監視、捜査の対象となったのでした。

これまでの国会の審議を通じての「共謀罪法案」の問題点は、政治、経済、社会、あるいは国際問題など、考え方や評価の分かれる問題について、市民が学習、行動する行為が、解釈、あるいは付度によって大きく制限される恐れがある、ということでもあります。

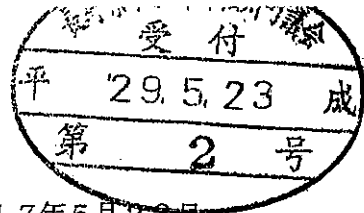
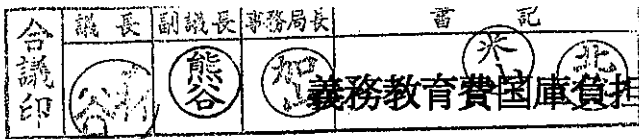
「共謀罪法案」は、思想、信条の自由、言論表現の自由を恣意的に侵す法にもなりかねません。これの元の法案が過去2回廃案になっているのは、市民を委縮かつ抑制させる危険性を国会も認識した見識と果

断でもありました。

東京オリンピック対策、あるいはテロ対策、あるいは国際的な条約の必要上といったことが、「共謀罪法案」の成立を急いでいる理由と思われませんが、それに必要な法律はすでに十分整備されており、ここまで述べてきましたように、この法案は市民の思想、言論、学習、集会、活動の自由を損ないかねないものであることを危惧し、下記のようなお願いを申し上げます。

記

当議会において、「共謀罪法案」の撤回と廃案を求める意見書を関係機関へ提出していただきますようお願いいたします。



2017年5月23日

長野県下伊那郡松川町議会議長
森谷 岩夫 様

請願者 (住所) 松川町元大島3293 松川中学校内
(団体) 長野県下伊那郡松川町学校教職員組合
代表者名 牧内多希子

紹介議員 川瀬 八十治



〔 請 願 事 項 〕

平成30年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元すること。

〔 請 願 理 由 〕

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年(昭和28年)に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。

しかし、1985年から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度廃止も含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。

私たちは、自治体の財政力によらず子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するために義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべきと考えています。教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採択をお願いいたします。

合議印	議長	副議長	専務局長	書記	

交付
平成 29.5.23 成
第 3 号

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書

平成29年5月23日

長野県下伊那郡松川町議会議長
森谷 岩夫 様

請願人 (住所) 松川町元大島3293 松川中学校内
(団体) 長野県下伊那郡松川町学校教職員組合
代表者名 牧内 多希子
紹介議員 川瀬 八十治

【請願趣旨】

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げよう求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

【請願理由】

2011年、衆議院・参議院ともに全会一致で義務教育標準法が改正され小学校1年生に35人学級を導入することが決まりました。あわせて附則で小2以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると決めました。しかし、翌年の2012年は法改正ではなく加配で小2を35人学級としました。その後は改善がなされていませんが、2017年の法改正での附帯決議では、学級編成の標準を35人に引き下げるなどが特段の配慮をするものとされています。

長野県では2013年に30人規模学級(35人基準)を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏付けがないため、国の加配等を利用しながら予算的にやりくりしているために、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざま問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があると考えます。

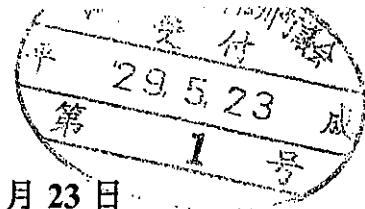
国が義務標準法を改正することにより計画的に35人学級をすすめていくことで、学級増にもなって増える教員を正規で配置することができるようになります。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考えます。

国は財政の逼迫を主張しますが、日本の教育予算の水準はOECD諸国の中で最下位レベルであり、他のOECD諸国並みに教育予算を増やすことで、35人学級を実現することは十分可能です。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただくよう請願いたします。

合議印	議長 森	副議長 熊谷	事務局長 加山	書記 米山	北林
-----	---------	-----------	------------	----------	----



平成 29 年 5 月 23 日

松川町議会
議長 森谷岩夫様

陳情者 松川町の緑を守る会
代表 北原 紀子 (北原印)
住所 松川町エ芹桐 377-1

太陽光発電所への対策を講じ、果物の町に相応しい緑豊かなまちづくりを求める陳情書

1765 人分の署名を添えて、陳情致します。

今、町内随所に大規模な地上設置型の太陽光発電所が建設されており、さらに今後も、多くの建設が予定されています。

今まで見慣れた果樹園の風景と違い、太陽光パネルが敷き詰められ、私達の視界から豊かな松川町の緑が減っていくのは、ほんとうに残念な事だと感じています。

私達は松川町が「水と緑と果物の町、まつかわ」に相応しい、緑豊かな風景であり続ける事を切に願っています。

その為には、太陽光発電所への町民の戸惑いにも応えられるよう、行政が発電所周囲への植栽などルールある在り方を示し、町民も事業者も両者が共存できるように、進める事が肝要ではないでしょうか。

松川町議会におかれましては、このような町民の願いをお汲み取りいただき、下記のように設置場所や方法について対策を講じるよう、町当局に意見書を提出していただきたく、お願い致します。

要望

記

- 1) 太陽光発電所の設置場所や景観への配慮について、事業者の努力義務を明文化すること。
- 2) 太陽光発電所の固定資産税を近隣市町村同様、現況課税方式に改めること。

平成 29 年第 2 回松川町議会定例会(第 17 日目)議事日程

平成 29 年 6 月 22 日 午後 3 時 00 分開議

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|--------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 2 号 | 松川町公共下水道松川浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 平成 29 年度松川町一般会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 平成 29 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 平成 29 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 平成 29 年度松川町水道事業会計補正予算(第 1 回)について |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 松川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 請願・陳情の
審査 | |
| | 請願 1 | 「共謀罪法案」の撤回を求める請願 |
| | 請願 2 | 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願 |
| | 請願 3 | 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願 |
| | 陳情 1 | 太陽光発電所への対策を講じ、果物の町に相応しい緑豊かなまちづくりを求める陳情 |
| 日程第 8 | 発議第 1 号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について |
| 日程第 9 | 発議第 2 号 | 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について |
| 日程第 10 | 発議第 3 号 | 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の提出について |
| 日程第 11 | 発議第 4 号 | 長野県議会議員下伊那選挙区及び定数の維持に関する決議について |
| 日程第 12 | 継続審査・調査について | |
| 日程第 13 | 町長あいさつ | |

閉会宣告

議案第8号

松川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

松川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年 6月22日 提出
松川町長 深津 徹

平成29年 6月22日 可決
松川町議会議長 森谷 岩夫

松川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、松川町移住体験住宅（以下「移住体験住宅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 松川町（以下「町」という。）への移住を希望する者に対し、一時的に町の自然や生活環境の体験及び地域住民等との交流体験の機会を提供することで、町への移住の促進及び地域の活性化を促進するため、移住体験住宅を設置する。

（名称及び位置）

第3条 移住体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
移住体験住宅1号棟	松川町元大島2974番地17
移住体験住宅2号棟	松川町元大島2974番地17

（利用できる者の資格）

第4条 移住体験住宅を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に町以外に住所を有する者で、町への移住を希望する者及びその家族
- (2) 利用期間中、円滑かつ積極的に地域の行事等への参加及び住民との交流を持つる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と密接関係者でない者

（利用期間）

第5条 移住体験住宅の利用期間は、連続した3日から30日以内とする。この場合において、当該期間内に利用しない日があっても、連続して利用したものとみなす。

2 利用期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

（利用料金）

第6条 移住体験住宅の利用料金は、利用人数に関係なく1棟1泊1,000円とする。

2 利用者は、前項に規定する利用料金を、町長が発行する納入通知書により、利用の開始前までに一括して納入しなければならない。

- 3 第1項の利用料金には、住宅の利用料金、光熱水費及び放送受信料（いずれも消費税を含む。）を含むものとする。ただし、その他にかかる経費は、すべて利用者の負担とする。
- 4 既納の利用料金は、これを還付しない。ただし、町長が特に認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の申込み)

第7条 移住体験住宅を利用しようとする者は、利用開始日の10日前までに松川町移住体験住宅利用申込書（様式第1号）により町長に申し込まなければならない。

(利用の承認)

第8条 町長は、前条に規定する申込みがあったときは、その内容を審査し、利用を承認するときは当該申込者に対し、松川町移住体験住宅利用承認書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 町長は、移住体験住宅を利用しようとする者が、第4条に該当しないとき又はその利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認を行わないものとする。
 - (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
 - (2) 施設及び器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき
 - (3) 暴力団対策法第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、移住体験住宅の管理上支障があると認められるとき

(利用の制限)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認した事項を変更し、若しくは承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき
 - (2) 利用の申込みに偽りがあったとき
 - (3) 移住体験住宅の管理上特に必要があると認められるとき
- 2 前項の規定により、承認した事項を変更し、若しくは承認を取り消し、又は利用を中止させた場合において、利用者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること
- (2) 火気の取扱いには注意するとともに、寒冷期には給排水の凍結にも十分注意すること
- (3) 施設等を正常な状態において利用し、清潔に保つこと
- (4) 移住体験住宅内で喫煙しないこと
- (5) その他町長の指示に従うこと

(禁止行為)

第 11 条 利用者は、移住体験住宅の利用において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 移住体験住宅の改修又は増築
- (3) 土地の形質の変更
- (4) 移住体験住宅を利用する権利の他人への譲渡又は転賃
- (5) その他移住体験住宅の利用にふさわしくない行為

(原状回復義務)

第 12 条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第 9 条第 1 項の規定により承認を取り消され、若しくは利用を中止させられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復し、並びに搬入した物品等を退去しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

発議第 1 号

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出
について

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことについて、別紙のとおり、意見書の議決を求める。

平成 29 年 6 月 22 日 提出

提出者	松川町議会議員	米山 郁子
賛成者	松川町議会議員	坂本 勇治
	同	菅沼 一弘
	同	松井 悦子
	同	中平 文夫
	同	大蔵 洋

平成 29 年 6 月 **22** 日 可決

松川町議会議長 森谷 岩夫

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和 60 年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成 18 年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については 2 分の 1 から 3 分の 1 へ引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな自治体では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成 30 年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 22 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣 宛

長野県松川町議会

発議第2号

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係機関に提出するため主題のことについて、別紙のとおり、意見書の議決を求める。

平成29年6月22日 提出

提出者	松川町議会議員	大蔵 洋
賛成者	松川町議会議員	坂本 勇治
	同	菅沼 一弘
	同	松井 悦子
	同	中平 文夫
	同	米山 郁子

平成29年6月**22**日 可決

松川町議会議長 森谷 岩夫

国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書(案)

平成 23 年国会において、小学校 1 年生に 35 人学級を導入することが全会一致で法律(義務教育標準法改正)にもりこまれ、附則で小 2 以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると定めました。

しかし、翌年の平成 24 年度は法改正ではなく加配で小 2 を 35 人学級とし、それ以降国の 35 人学級はすすんでいません。

長野県では平成 25 年度に 35 人学級を中学校 3 年生まで拡大し、小中学校で 35 人学級となりました。しかし、義務教育法の裏付けがないため財政的な負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応をするためには、小人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において小人数学級を早期に実現する必要があります。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的な負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請します。

記

1. 国の責任において計画的に 35 人以下学級を押し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
2. 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 22 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣 宛

長野県松川町議会

発議第3号

長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係機関に提出するため主題のことについて、別紙のとおり、意見書の議決を求める。

平成29年6月22日 提出

提出者	松川町議会議員	熊谷 宗明
賛成者	松川町議会議員	島田 弘美
	同	中平 文夫
	同	大蔵 洋

平成29年6月**22**日 **可決**

松川町議会議長 森谷 岩夫

長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充
を求める意見書(案)

国土の約7割を占める森林は、木材供給を初め、国土の保全や地球温暖化防止、水源のかん養など、多面的機能を有する緑の社会資本であり、国民全体に広く恩恵をもたらしています。しかしながら、林業の採算性の悪化や担い手不足等により、森林の荒廃が進行しています。

そのような中、長野県では健全な森林づくりの推進を目的として、平成20年に長野県森林づくり県民税(以下「森林税」という。)を導入し、本町においても間伐事業や松くい虫防除対策事業、鳥獣被害対策のための緩衝帯整備事業等に活用されてきたところです。

しかしながら、計画面積等の事業採択要件による制約もあり、森林税が十分に活用されず、基金残高も増加傾向にあります。

加えて、不適切な支出事例があり、県民の信頼を回復し、適正な森林税の活用が求められるところであります。

については、森林税の活用に当たって、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 市町村や林業事業体等の関係機関の意見を聴きながら、森林税活用事業の採択要件緩和を検討するなど、森林税の有効活用を図ること。
- 2 森林税の適正な活用に努めること。
- 3 今後も森林税を継続するにあたっては、森林づくりの意義を改めて広く県民に周知し、山村、中山間地域の活力となるよう取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月22日

長野県知事 宛

長野県松川町議会

発議第4号

長野県議会議員下伊那選挙区及び定数の維持に関する決議について

関係機関に提出するため主題のことについて、別紙のとおり、要望書の議決を求める。

平成29年6月22日 提出

提出者	松川町議会議員	坂本 勇治
賛成者	松川町議会議員	熊谷 宗明
	同	米山 俊孝

平成29年6月**22**日 可決

松川町議会議長 森谷 岩夫

長野県議会議員下伊那選挙区及び定数の維持に関する要望書(案)

下伊那郡は平成の市町村合併も進まず、小規模町村が広範な地域に散在しており、特に長野県議会議員の下伊那選挙区としては、飯田市と旧上村、旧南信濃村が合併したことにより、2箇所に分断された形となっていますが、飯田市を中心市とした定住自立圏における周辺町村の役割分担や、リニア中央新幹線長野県駅の設置、三遠南信自動車道の延伸に伴う交流人口の増大への対応など、圏域全体での課題解決への取り組みに加え、特に、周辺町村としての共通した課題への取り組みも重要であり、町村固有の社会的な繋がりにより今もなお相互に密接な連携が図られています。

今回、県議会議員の定数の削減等が特別委員会で決定され現地調査が実施されていますが、当初、県議会特別委員会が目指した見直し案では①議員定数を1名減とすること。②1人選挙区を解消すること。③飛び地選挙区の解消をはかること。④1票の格差を2倍程度とすること。と報道されていましたが、当選挙区に提案された飯田市選挙区と下伊那郡選挙区の合区と定数1名の減については、飛び地の選挙区の解消は図られるものの、地域住民の意見を反映させる大きな課題である現行1人区の解消と1票の格差の是正については何ら問題の解決につながっていません。

選挙区については公職選挙法第15条第3項に規定されるとおり、ひとつの選挙区に2つの市が存在することも認められており、定数削減と1票の格差の是正については、県内全体の選挙区を対象として地域住民総意のもとでの見直しを図られるべきです。

公正な見直しについて、当地域における現行選挙区と県議会議員の定数2名の維持について、当議会の総意として要望します。

以上、松川町議会として決議しました。

平成29年6月22日

長野県議会議員 宛

長野県松川町議会